

る。

協会側の指示や規則には、興味深い内容の条項がある。例えば、71年のバイエルン放送協会の「番組スタッフに関する執務上の指示」では、「放送協会の全体的な目的が「市民の情報収集の自由に奉仕する」という意味での「放送の自由」の実現である」とし、その任務から「合議制の原理に基づいた協力の形式が生じてくる」ことが述べられている。そして、番組スタッフの「信条の自由」は憲法で保護されること、「上に立つ者は部下のスタッフに対する情報の伝達と意見の聴取を義務として負う」こと、「組織、財政、人事の措置については、すべての関係者に対してしかるべき時期に情報が与えられると同時に、関係者がそれについての意見を述べるができる」ことを規定している。

73年の西部ドイツ放送協会の「参加規則」は、職員一般に適用されるものであるが、その目的を、「相互の情報を豊かにすることで、仕事の上でのよりよい協調を実現し、スタッフを直接、決定過程に参加させることで協会の任務についての理解を深めスタッフの全体的な利益を高めること」に求めている^⑧。このようにドイツでの対応は組織の流動化を考慮した柔軟なもので、「編集権」に固執する日本の状況とは対照的なものであった。

II. 現行の「編集者綱領」とその内容

放送協会の編集者綱領のなかで、最初に放送協会長の合意が得られたのは、73年6月の北ドイツ放送協会の編集者綱領だったが、必要とされた管理委員会の承認が得られなかったために、この綱領は正式には成立しなかった。

法的な拘束力をもった編集者綱領が最初に発効するのは、ケルンの西部ドイツ放送協会の編集者綱領で87年9月のことである。西部ドイツ放送法は、85年3月に大幅に改正され、編集者綱領に直接かかわる3つの条項が新設された。すなわち、第30条「編集者代表会、仲裁委員会」、第31条「編集者綱領」、第32条「番組スタッフ」である。これらの条項に基づいて、87年8月25日に放送協会長との合意のもとで編集者綱領が作成され、87年9月17日に同協会の放送委員会の承認を得て発効し

た^⑨。続いて、ハンブルクの北ドイツ放送協会では95年1月から、ブレーメン放送協会では96年1月から、それぞれ法的な拘束力を持った編集者綱領が発効している。

これら三つの編集者綱領の中で最も整備されているのは、西部ドイツ放送協会のものであるので、これを中心に現行の編集者綱領の内容を見ておきたい。

1. 西部ドイツ放送協会の「編集者綱領」

編集者綱領の内容は、条文の順序からみると次の五つの部分から構成されている。

第1は、西部ドイツ放送協会の番組上の任務と個々の番組スタッフとの関係、編集者綱領の適用対象者を規定した、前文、第1条、第2条。

第2は、番組スタッフの独自の組織である編集者総会と編集者代表会の構成、運営手続き、議事手続きなどについて定めた第3条～第5条。

第3は、番組をめぐる紛争が生じた際の編集者代表会の役割と仲裁委員会の性格を定めた第6条、第7条。

第4は、その他の場合の処置・手続きで、番組および番組スタッフの制作活動に重大な影響を及ぼす組織上の変更についての聴聞権等を定めた第8条。

第5は、編集者綱領の成立と改正についての規定している第9条。

このような構成を持つ、編集者綱領の内容は次の様に要約することができる。

『西部ドイツ放送協会は、基本法（憲法）5条で保障された放送の自由および西部ドイツ放送法に基づいてその任務を遂行する。西部ドイツ放送協会は、自由な意見形成の媒体として、また、要因として公衆の一般事項である。

編集者綱領は、職員としての番組スタッフだけではなくフリーの番組スタッフにも間接的に適用される。編集者綱領の適用を受けるものは投票権を持って、「編集者総会」を組織し、その代表機関である「編集者代表会」を構成する7人の委員を選出する。

編集者代表会と放送協会長は、「放送の自由を維持し、いかなる介入からもこれを護ることが民主主義社会にとって基本的に重要である」という